

## 【論文】

# ヨーロッパの概念を日本語にどう翻訳するか —Plurilingualism/pluriculturalism 概念の日本語訳をはじめとして—

山 川 智 子

## How We Can Translate European Concepts into Japanese: The Japanese Translation of “plurilingualism/pluriculturalism”

YAMAKAWA, Tomoko

要旨：欧州評議会が2001年に公開した文書*Common European Framework of Reference for Languages*（以下『参照枠』と記す）は、ヨーロッパの実状に合わせて作成されたが、その影響力はヨーロッパをこえている。この文書の鍵概念が、plurilingualism/pluriculturalismであり、欧州評議会の言語政策の理念でもある。

『参照枠』が公開された当時は、この文書自体が議論的になっていた。やがて、この文書で紹介された概念（plurilingualism/pluriculturalism）が議論的となった。日本では、この概念について本格的に議論される前に「複言語・複文化主義」という日本語訳が普及していた。

本稿では、この概念の日本への受容について考えるにあたり、日本でヨーロッパの概念が翻訳されてきた経緯の一端を振り返る。次に、ヨーロッパの概念が日本語の連想体系の中でどのように表現され、その概念がどのように現実化されることになるかを考察する。さらに、「複言語・複文化主義」という日本語訳が持つ可能性と限界を探り、今後への問題提起をする。

キーワード： plurilingualism/pluriculturalism、  
「複言語・複文化主義」、欧州評議会、翻訳、  
社会科学的アプローチ

## 1. はじめに一問題意識

欧州評議会が定義したplurilingualism/pluriculturalismは、今やヨーロッパという地域をこえ、言語教育の分野で普及している概念である。この概念が紹介された文書『欧州言語共通参照枠』(Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment.以下、『参照枠』と記す)はヨーロッパの実状に合わせて作成されたが、その影響力はヨーロッパをこえている。日本では、この概念の日本語訳として普及した「複言語・複文化主義」という用語に注目が集まった。

欧州評議会の言語教育政策には、戦争再発防止という理念がある。この理念のもとplurilingualism/pluriculturalismを鍵概念とする『参照枠』が公表された。この概念は、一人ひとりの重層的な言語文化体験に注目し、それぞれの言語学習に動機づけを持たせるものである。そこには、学習者と教員との間で、条件付けすることで能力が肯定的に記述された評価<sup>1</sup>を共有できるという希望もあった。

『参照枠』は、しかし現在、日本だけでなくヨーロッパにおいても、A1からC2までに言語能力がレベル分けされた「共通参照枠」に関心が集まっている。特に日本では、NHK英語講座のテキストの表紙にも「共通参照枠」のレベル分けが記されているほどである。

Plurilingualism/pluriculturalism概念について十分な議論が起こる前に、「共通参照枠」の方に関心が集まったことは、欧州評議会の言語教育政策に関する学術シンポジウムのテーマの変遷から見てもうかがえる。大まかに述べるならば、2000年代に開催されたシンポジウムでは、「共通参照枠」が記述された文書としての『参照枠』が認識されていた。『参照枠』がplurilingualism/pluriculturalismという理念をもった文書として認識されるようになるのは数年を経た後である。

日本では、plurilingualism/pluriculturalismの訳として、視覚的斬新さもある「複言語・複文化主義」ということばが普及した。『参照枠』の理念であるplurilingualism/pluriculturalismを、日本でどのように受容でき

るか、その可能性を考える時には既に、「複言語・複文化主義」という日本語訳が存在していた。いくつかの訳語が考え出され、それら候補について十分な議論が起こる前に翻訳語が普及したのは現代社会の特徴なのかもしれない。

というのは、ヨーロッパの概念を日本語にどう翻訳するかという問題は明治以降の日本の課題であり、これまでも多くの概念が長い時間をかけて日本に受容されるようになった経緯があるからである。「複言語・複文化主義」という訳語と同様、「個人」や「社会」も、ヨーロッパから輸入された概念が日本語に翻訳されたものである。「複言語・複文化主義」という日本語訳をきっかけに、概念の翻訳に関して今一度考えてみたい。ヨーロッパの概念を受容する際には、意識的に本質を捉えて普遍化し、その成果をヨーロッパに伝え返す姿勢を持つことも重要だと考えるからである。

そこで、本稿ではまず、plurilingualism/pluriculturalismという概念を説明し、この概念が日本でどのように受容されてきたかを振り返る。次に、ヨーロッパの概念が明治以降どのように日本語に翻訳されてきたか、社会科学系の学問における概念の翻訳について検討する。さらに、日本でヨーロッパの言語教育政策を議論する意義、言語教育への社会科学的アプローチの有効性を考察し、さらなる課題を提示する。

## 2. Plurilingualism/pluriculturalismとは何か？

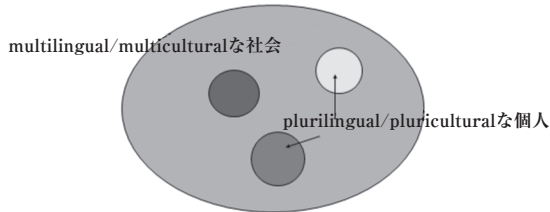
### 2.1. 概念の解釈と展望<sup>2</sup>

欧州評議会の提唱したplurilingualism/pluriculturalismという概念は、「個人」の視点から複眼的にヨーロッパ「社会」を理解する鍵となる考え方である。これを定義したのは欧州評議会であるが、ヨーロッパにおける民族対立の解決に向けた取り組みの歴史を考え合わせると、この概念の核心は古くから人々の意識にあった。とはいえ、その概念に秘められた全幅の可能性を尽くすまでの議論はヨーロッパにおいてもなされていない。敢えて論じられずとも、考え方の核心が人々の意識に根付いたものとなって

いるからとも考えられる。山川（2015）をもとに確認しておく。

Plurilingualism/pluriculturalismと、「多言語・多文化主義」と日本語で訳されることの多いmultilingualism/multiculturalismとの違いは何であろうか。欧州評議会は、plurilingualism/pluriculturalismを個人の領域、multilingualism/multiculturalismを社会の領域に関するものと位置づけている。つまり、複数の言語的・文化的背景をもつ個人の集まる社会が多言語・多文化社会であると見なす。

これまでmultilingualism/multiculturalismと表現された時、社会に焦点を当てているのか、それとも個人に焦点を当てているのかが明確でなかった。社会に焦点が当てられる場合、個人の存在が見えにくくなることもあった。そこで欧州評議会は、個人に焦点をあて、その個人の言語・文化的背景、学習実態、および異言語・異文化との関わり方を意識させたのである。



Plurilingualism/pluriculturalismは、一人ひとりの「個人」の経験に基づいて、複数の言語・文化を活用しようとする態度を重視する。自分が触れたことのある言語・文化が、自分の中で相互に創造的な関係を築いていることが意識できる。そのことで、他者との関係を構築していることを一人ひとりが自覚できる。

さらに、異なる言語・文化を持つ他者と理解し合うには、相手の言語・文化を少しでも理解できる能力の他に重要なことがある。それは、「相手を理解したい」という気持ちを伝えることである。異言語・異文化間の交流の本質に気づかせてくれるのも、この概念である。

また、共有できる言語・文化が全くない者同士が歩み寄る必要がある場合、助けとなる存在、つまり間を取り持つ人物も必要になる。通訳や翻訳という営みは、まさにplurilingualism/pluriculturalismの実践に他ならない。間を取り持つ人物が、双方の言語・文化に関してわずかな知識しか持ち合わせていなくとも、本人の経験知に照らし合わせながら知識を活用し、歩み寄りの場を構築していく場面も少なくない。この場面では、個人が習得・理解したそれぞれの言語・文化を、状況に応じて創造的に活かしてゆく行動力が重視される。状況に応じて活用できるようにするための言語・文化の学習が必須事項となる。つまり、plurilingualism/pluriculturalismは、一人の人間の心理面や情緒面に深く関係する考え方であり、言語と文化に対するヨーロッパ市民の姿勢を意識化する概念として提唱されたわけである。

この考え方は、ヨーロッパをこえ、日本でも十分に活用できるものだろう。たとえば国際理解教育を進めるにあたり、文部科学省では次のように表明している。

多様な異文化の生活・習慣・価値観などについて、『どちらが正しく、どちらが誤っている』ということではなく、『違い』を『違い』として認識していく態度や相互に共通している点を見つけていく態度、相互の歴史的伝統・多元的な価値観を尊重し合う態度などを育成していくこと（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について・平成8年」、下線は筆者）。

一人ひとりの違いを認識し、個を尊重することが重要であると表明するこの考えは、plurilingualism/pluriculturalismにも通じるものがある。異言語・異文化交流の理念は、地域をこえて共有できることが理解できる。それが共有された上で、たとえば言語学習においては「共通参照枠」があると考えられるのではなかろうか。

## 2.2. 概念の日本語訳について

日本においても、plurilingualism/pluriculturalismをめぐる議論が活発に行われるようになった。その際には、原語ではなく「複言語・複文化主義」という訳語をもとに議論が進められていることに意識を向けたい。というのは、概念は抽象的であるので、その抽象性ゆえに、ある日本語訳をその概念の「定訳語」と定めた後、それが、日本語の連想体系を背負うことになるからである。たとえばペルクゼン（1988、糟谷訳2007）は、「具体」よりも「抽象」を好む研究者が多いことを指摘し、「発展」という語に関して、以下のような興味深い考察をしている。

十七世紀には、ひとはまだ巻物を「くるくる回してほどこいて (entwickeln, develop)」いたのであり、まずこのイメージから「発展 (Entwicklung, development)」という概念が芽生えたのである。ところが、もともとの大胆で力強いイメージは、とうの昔に衰えてしまった。いまや「発展」という語は、なんの具体的なイメージも伝えない。それどころか、歴史の世界からイメージを除去しているほどだ。つまり、表向きは中性的な抽象概念として、あるプロセスを言い表しているのである（ペルクゼン1988、糟谷訳2007:62-63）。

概念の理解という作業は、抽象的な内容を解釈する難しい営みなので、万人が100パーセント、完全に理解を共有できるものではない。十人十色の解釈、解釈のずれが生ずるのは当然のことである。重要なのは、複数の解釈に通底する共通点に関して他者と確信を共有しているという直観である。その確信を点検し合う努力を怠らないこと、また、そこに自らの解釈との接点を見出し、どの部分で確信を共有できるか、どのような共通理解に至ったか、どのように相互納得を構築できるかに向けて考え続けることではなかろうか。

Plurilingualism/pluriculturalismをどう日本語で表現するかに関して、山川（2010）でも触れられているが、ここで改めて考察したい。

plurilingualism/pluriculturalismを理念とする『参照枠』は、欧州評議会の公用語である英語とフランス語によって執筆された。日本語の「複言語主義」にあたる用語は、それぞれplurilingualism（英）、plurilinguisme（仏）という用語が用いられている。さらに、「複文化主義」にあたる用語は、それぞれ、pluriculturalism（英）、pluriculturalisme（仏）が用いられている。

筆者がこのテーマに取り組みはじめた時には、まだ『参照枠』の翻訳が出版されていなかった。そのため、plurilingualismをどのように日本語で表現するか試行錯誤した後、語幹のpluri-の意味合いが表される「複数言語主義」という訳語を用いた（山川2005）。

また、plurilingualismの-ismは、「主義」という日本語が当てられることが多いが、plurilingualな状況や、そのような使われ方がされている場合も考えられるので、「複数言語状況」や「複数言語使用」という日本語を用いたこともある（山川2006）。

とはいえ、訳語に固執するのも本末転倒であるので、敢えてその議論をせずに、plurilingualism/pluriculturalismをそのまま用いることもある（山川2008、山川2009）。本稿でも原語のまま用いている。また、すでに日本で普及している「複言語・複文化主義」を使うこともある（山川2010、山川2015、山川2016）。

ここで、plurilingualism/pluriculturalismが日本に輸入された経緯を振り返ること、既に日本で定着しつつある「複言語・複文化主義」という訳語について考察することは重要である。というのは、理論やそれを支える理念・概念は抽象的であるため、言語が異なると、それが意味するニュアンスに、微妙な、しかし、思想の核心を蝕む「ずれ」が生じるからである。こうしたずれに注意を向けながら、ある概念を他地域で応用するということは、どのような意味を持つかを考えることも必要となってくる。

「複言語・複文化主義」の原語plurilingualism/pluriculturalismのうち、「ことば」により焦点を当てたplurilingualismの訳語に注目する。

plurilingualismの訳語は、「複言語主義」や「複数言語主義」など、当初は研究者個人の判断に拠っていた。

筆者は、plurilingualismの日本語訳として、まずは「複数言語主義」という日本語訳を用いた。当時は、どの訳語が相応しいか、あるいはどの訳語の方がよいかといった価値判断を筆者は積極的には行わなかった。また、他の研究者の訳し方について言及したもの、および、どの訳語が相応しいかという意見もあまり見られなかった。

そのような中で、たとえば柳瀬（2007）や境（2007）などの見解を参考に、改めて考えると、筆者が当初plurilingualismを「複数言語主義」と訳したのは、語幹のpluri-を意識したからである。Pluri-に対して「複数」ではなく「複」という斬新さを与えるには、もっと議論が必要ではないかと考えたこともある。つまり、急いで定訳語を決めてしまうよりは、各研究者が自分の理解範囲を表明してから使うことがよいと考えたのである。様々な見解があるが、用語が最初に用いられた文脈を点検しつつ議論を進めなくてはならないのは言うまでもない。そのためには、この概念だけでなく、これまでヨーロッパから輸入された概念が日本でどのように翻訳されてきたのかを振り返る必要があるだろう。

### 3. 日本の社会科学史における訳語をめぐる議論

#### 3.1. なぜこの議論が必要か？

Plurilingualism/pluriculturalismの訳語を考えるにあたって、日本の社会科学史における訳語をめぐる議論の変遷を追ってみたい。Plurilingualism/pluriculturalismは、主に言語教育政策の分野を含む人文科学的アプローチで取り組まれてきた。原語と訳語の間に生まれる齟齬について考える際には、社会科学的アプローチも必要とされるだろう。言語教育研究の分野でplurilingualism/pluriculturalism概念について言及されることが多くなった今、この概念を考察する際には、まずは言語教育研究を相対的に捉える必要があると考えるからである。



日本は明治以降、様々な概念をヨーロッパから輸入してきた。こうした概念には、先人達の努力により、それぞれ妥当とされた日本語の訳語が与えられている。一方で、戦後の社会科学的研究においては、原語と訳語の意味のずれや屈折に関する指摘もなされている（たとえば石田1984、山口2004、市野川2006など）。すなわち、ヨーロッパで認識されている考え方がそのまま日本に受容されてはいないという指摘が、社会科学の研究分野では既に明らかにされている。

次に、社会科学的研究をはじめとする現代の学問で非常によく使われることばとして「社会」や「市民」という日本語をとりあげ（山川2009）、これらの日本語が考え出された経緯を振り返る。

#### ①「社会」という訳語ができるまで

「社会」ということばがsocietyの翻訳語として考え出された当時は、societyに相当することばが日本語になかった。この事実は、柳父（1982）によれば、societyに対応するような現実が日本になかったことを意味する。しかし、「社会」という訳語が造られ定着したという事実は、societyに対応するような現実が日本にも存在するようになったことを意味するわけではないことを柳父は指摘する。

societyに相当する伝来の日本語がたとえなくても、「社会」という翻訳語がいったん生まれると、societyと機械的に置き換えることが可能なことばとして、使用者はその意味について責任免除されて使うことができるようになる（柳父1982:8）。

この柳父の見解は、plurilingualism/pluriculturalism の訳語として「複言語・複文化主義」ということばが普及している現状と照らし合わせると、より一層重みを増すであろう。

石田雄（1923-）は『日本の社会科学』（1984, 2013）の中で、societyの

訳語が日本で定着するまでの過程について、斎藤毅の『明治のことば』(1977)の中の第5章「社会という語の成立」を紹介している(石田1984:46)。石田を参考にしつつ、簡単に概観したい。

まず、societyの訳語として「社会」ということばが初めて現われるのは1875年(明治8年)頃であり、英和辞典・仏和辞典に「社会」の訳語が定着するのは1885年(明治18年)頃である。

また、「社会」ということばが書名にあらわれたものとして、1881年(明治14年)公刊のスペンサー(松島剛訳)の『社会平権論』、1882年(明治15年)公刊のスペンサー(乗竹孝太郎訳)『社会学之原理』などがある。この頃から「社会学」と題する本が現れはじめた。1883年(明治16年)には、スペンサー(大石正己訳)『社会学』が出された。この年には、日本人が著した『社会学』と題する著作も公刊された。たとえば、有賀長雄『社会進化論、社会学卷之一』『宗教進化論、社会学卷之二』である。この頃に、sociologyの訳語として「社会学」が定着したものと考えられる<sup>3</sup>。こうした日本における「社会」という用語の定着状況に鑑み、石田は次のように述べる。

……societyの訳語としての「社会」も、ほぼ確定的なものとして定着するが、それが定着して「社会」という語が日本語として用いられていく中で、原語とは離れて特殊な意味あいが含まれるようになる(石田1984:46、下線は筆者)。

こうした事実を考えると、「複言語・複文化主義」という日本語訳を定めた瞬間、ヨーロッパで生まれたplurilingualism/pluriculturalismという概念は、日本独自の意味合いを持つことになったと考えられないだろうか。

## ②「市民」という訳語ができるまで

次に、「市民」という言葉についても考えてみたい。この言葉は、citizen(英)、citoyen(仏)、Bürger(独)の訳語として生み出された日

本語である。しかし、この「市民」という訳語が用いられた当時は、欧米諸国で認識されている「何らかのあるべき人間型」を示す言葉としては用いられていなかった（山口2004:25-26）。山口（2004）によれば、citizenの訳語としては「庶人」「市井ノ人」「住民」「都府ノ人」「府中の住民」など、多数の訳語が乱立していた中で、今日用いられている「市民」という訳語が初めて用いられたのは福澤諭吉の『文明論之概略』であったとされている。福澤は、「市民」ということばを「都市の住人」という意味として用いていたものの、福澤のこの書は、「日本における『市民社会』論的発想の萌芽を示す例」（山口2004:26）だと評価されている。

「市民社会」という概念に関しても、ドイツ語では「ブルジョワ社会」と同等の意味合いでBürgerliche Gesellschaftが用いられることもあった。しかし、ブルジョワ以外の者を排除するようなイメージが付随していたため、ハーバーマス（Jürgen Habermas 1929-）は、『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求（*Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft.*）』の新版（1990年）において、「市民社会」を表す用語としてのZivilgesellschaftという言葉を定義した。ハーバーマスは次のように述べる。

近代を特徴づけるものとしてヘーゲルやマルクス以来慣例となっている「〔政治的〕市民社会societas civilis」から「〔脱政治的・経済的〕市民社会bürgerliche Gesellschaft」への翻訳とは異なり、市民（ツィヴィール）社会という語には、労働市場・資本市場・財貨市場をつうじて制御される経済の領域という意味はもはや含まれていない。関連文献のなかにこの語の明晰な定義を探しても、もちろんそれは徒労に終わる。いずれにしても、《市民社会》の制度的な核心をなすのは、自由な意思にもとづく非国家的・非経済的な結合関係である。もっぱら順不同にいくつかの例を挙げれば、教会、文化的なサークル、学術団体をはじめとして、独立したメディア、スポーツ団体、レクリエーション団体、弁論クラブ、市民フォーラム、市民運動があり、さらに同業組合、政

党、労働組合、オールタナティブな施設にまで及ぶ（ハーバース1990、細谷・山田訳1994:x x viii、下線は筆者）。

さらに、Bürgergesellschaftという表現も、ブルジョワ以外の者を排除するようなイメージのない、肯定的な用語と考えられている（コッカ2010、松葉・山井訳2011:15-21）。

このように市民社会論をはじめとする社会科学的研究においては、どの用語で、どのように概念を言い表すことが適切なかが議論されている。また、日本における社会科学的研究でも、概念をどのような日本語に訳すべきかということにも十分に焦点をあてて議論がなされている。そうした議論の積み重ねの過程において、概念の本質的な意味に敏感になる必要性や、日本における受容の変遷にも目配りをきかせる重要性が、社会科学の研究では認識されている。言語政策の研究を行う上で、この視点は大変重要であろう。

### 3.2. 限界を知ることの重要性

石田は、「八紘一字語」に関して、田中克彦『言語の思想—国家と民族のこぼれ』（日本放送出版協会、1975、245頁以下）の見解をもとに次のように述べる。

自分の社会に特殊な概念のイデオロギー性を批判的に分析することが困難な一つの理由は、それが西欧社会科学で用いられる概念と全く異質の「こぼれ」で示されている点にある。極東軍事裁判で翻訳に際しとくに問題となった「八紘一字」をはじめとするいわゆる「八紘一字語」がその例である。「八紘一字語」の場合には、文化のちがいによる概念のちがいを利用して、その神秘性を強調したのであるが、同時にその神秘性は日本人には印象づけえたかもしれないが、外国人には通用しないという、特殊主義に伴う当然の限界を持っていた（石田1984:231-232、下線は筆者）。

「特殊主義に伴う当然の限界」に関する見解は、plurilingualism / pluriculturalismの訳語として「複言語・複文化主義」が普及した流れにも当てはまると言える。こうした「特殊主義に伴う当然の限界」に関して、石田はさらに続ける。

日本のみならず、広く非西欧の社会では、多かれ少なかれ社会科学を西欧から輸入しているから、社会科学の概念は、西欧社会で作られたものを、そのままあるいは翻訳して使用している。そのような社会科学の分析用語が、その社会の日常言語と異質なものであることは、当然の帰結である。そこでそうした社会科学の概念が、その社会に違和感を与え、自分たちの社会がその概念で分析されることに抵抗感をおこさせることにもなる（石田1984:232、下線は筆者）。

石田が言わんとしていることは、西欧社会で生まれた概念を日本に「輸入」し続けているうちに、その概念と日本社会との間に齟齬が生まれてしまっているということであろう。とはいえ、石田は、このような「非西欧世界における言語の二重構造」は、問題を引き起こすだけでなく、「もしその問題性を自覚するならば」という条件をつけた上で、「これを異文化間対話の契機としてプラスに転化できるはずのものである」（石田1984:233）と期待を寄せる。

非西欧の社会で言語の二重構造が不可避となるのは、西欧の文化と非西欧の文化とが、分析言語と日常言語との関係という形で接触し、その間に緊張が生れた結果である。この緊張は、意識化してこれを利用すれば、西欧の文化における概念化の問題を問いなおすと同時に、非西欧の文化における概念化をも問いなおし、その双方を比較分析できる有効な概念を新しく作り出す契機とすることができる（石田1984:233、下線は筆者）。

Plurilingualism/pluriculturalismに関する今後の議論の方向性を考える

際の契機となる見解である。さらに、より「普遍的な妥当性」(石田1984:234)を見出していく必要性、さらにその「普遍的な妥当性」を見出していくため、石田はこう述べる。

西欧の文化に根ざす概念化も、それなりに文化による規定をうけているのであって、それだけを普遍的なものとするのは、たしかに文化的帝国主義ともいえるが、それと同じように非西欧のいわゆる土着文化に根ざす概念化も、当然その文化に制約されている。いかなる文化にも制約されていない概念化というものはありえないのであって、より普遍的な概念形成に至る途は、特殊な文化に根ざしながらも、比較の観点を入れることによって、より普遍的な妥当性を見出していくこと以外にはありえない (石田1984:233-234、傍点は著者、下線は筆者)。

現在のplurilingualism/pluriculturalism研究が必要とする視点は、この石田の指摘に要約されているのではなかろうか。一人ひとりの理解の共通点と差異を見出す姿勢が益々必要になる。つまり、他者の意見のどの部分が、自分と共有できるものなのか、それを考え、意見を交換し続けていくという地道な作業が必要となるのである。そのことにより、ヨーロッパで生まれた概念を日本の視点から考察する意義を自覚できる。

### 3.3. 複数の訳語の存在と定訳の必要性

ヨーロッパで生まれた概念の訳語を定める作業は、社会の多言語化が進んだ日本においても再考を要する。ある訳語が定まると、その訳語だけが一人歩きしてしまう危うさもあるが、同じ概念に対する訳語が複数存在し、それらが統一性なく用いられると、場合によっては有害な混乱をもたらすおそれもある。

ヨーロッパの概念を日本語にどう訳すかについて考えてきたところで、反対に、日本語の用語をどのように外国語に翻訳するかについて、国際交

流において「定訳」が必要とされる事例を挙げながら考えてみたい<sup>4</sup>。

公文書においても多言語化の試みがなされる今日では、様々なマニュアルを作成する際に「定訳」が必要とされている。ひとつの用語が何種類にも訳され、利用に際して混乱をきたすという問題が起きているからである。

日本語を母語としない人々が日本に多数居住するようになり、日本語の「母語話者」および「非母語話者」が共生する社会が生まれている<sup>5</sup>。その際には、ことばの問題だけでなく、そうした人々の出身地域と日本との関係なども関わってくる。たとえば、(公財)横浜市国際交流協会(YOKE)では、多言語での情報提供の際にある問題に直面した。一つの日本語の用語に対して、複数の英訳語が存在していたのである。

「外国人登録」<sup>6</sup>という用語に対しては、

Alien Registration

Foreign Registration

Foreign Resident Registration

Foreign Resident's Registration

Non-Japanese Registration

などといった、複数の英訳語があった(財団法人自治体国際化協会2004)。

日本語を理解できない外国人にとって必須の用語の訳し方が、情報誌によって異なっている。行政手続きの際に用語が異なれば、異なる手続きであると誤解されてしまう。また、ポルトガル語やスペイン語の訳語は、英語からの重訳である。訳語が定まっていない英語から訳すので、混乱は再生産され、拡散する。

多言語での情報提供には、定訳をめぐる問題の他、情報誌のデザイン、翻訳者の事情、行政側の事情など、他にも様々な問題が絡まってくる<sup>7</sup>。議論のなかで、「翻訳の元になる日本語が難しすぎる」という意見も出てきた。多言語による情報提供を検討する中で、日本語そのものの記述方法

も見直されるようになった。また、提供できる言語の数には限界があるので、簡単な分かりやすい日本語で記述することも求められるようになった。簡単で分かりやすい日本語を使うことで、他言語へ翻訳し易くなり、その日本語情報を利用する人にとっても便利になるというわけである。簡単で分かりやすい日本語は、もちろん日本語話者にとっても読み易いものとなる。少数派にとって利点となることは、多数派にとっても利点となるのである（安井2004）。

定訳に話を戻すと、（公財）横浜市国際交流協会（YOKE）では、「多言語情報提供検討会」において、翻訳語の統一を図るための「定訳集」作成が提案された<sup>8</sup>。定訳集のほか、多言語情報紙・ガイドブックを作る上での「編集マニュアル」の必要性も指摘された。「コミュニケーションがない状態で本を作り、押し付けのような形で配っても、読まれないし、意味がない」という指摘を受け、検討会では定訳集とマニュアルが「基本的には必要」と認められ、どのようにそれらを作成するか論点が集中した。

「コミュニケーションがない状態で」物事を決定し、「押し付けのような形で」普及しても効果が期待できないという指摘は重要である。ヨーロッパ市民のあいだで、日常生活のなかで感覚的に実践してはいても、まだ意識化しているとは言えないplurilingualism/pluriculturalismを日本で議論する際には、慎重さが必要である。十分な議論が行われないうまま、日本語訳、つまり「日本語の名称」が与えられてしまうと、概念の本質から離れて日本語の意味合いに染められた「日本名」（名前）が一人歩きしてしまう。名前の役割は大きい<sup>9</sup>。日本語の訳語の決定に関しては今後も議論が必要と筆者が考えるのはこの点にある。

## 4. ヨーロッパの言語教育政策を日本で議論する意義

### 4.1. 『参照枠』への関心

欧州評議会の言語教育政策を日本で議論する意義はどこにあるのか。確かに、ヨーロッパと日本では問題意識が異なり、理解・受容のされ方、



人々の意識、および教育制度にも相違がある。しかし、違いがあればこそ、双方に普遍的な部分を模索し、接点を見出すための基盤づくりが欠かせない。普遍的な部分を抽出しながら、日本独自の考察を深めていくことも可能になる（山川2008）。

こうした状況に鑑みると、日本に軸足を置いて『参照枠』を論ずること、さらに、それをヨーロッパに向けて発信する意義は大きい。たとえば、言語権に関して論ずる桂木は、ヨーロッパの言語政策を日本で論ずる重要性を指摘する。

言語権思想や多言語主義の政策枠組が、ヨーロッパで受容されつつあるのと同様な仕方では、日本社会に受容される可能性は低い。だがこのことは、これらの考え方を日本社会で論じるのは無意味だということではない（桂木2003:36）。

日本の言語教育政策においては、概念の輸入の他にも、言語政策や教育政策を振り返る必要がある。欧州評議会の活動を日本で論じる意義はここにある。さらに、「どの言語で議論を行うか」も考慮に入れなければならない。第3節で紹介した政治学者である石田雄は、ヨーロッパで成立した学問を日本語で論じることで、新しい視点からアプローチできると述べる（石田2013:3-13）。そのことで、ヨーロッパとは異なる問題点を浮かび上げさせ、日本からヨーロッパに向けて発信することができる。

ヨーロッパでも『参照枠』は行政機関で普及されているが、教育現場では担当教員の裁量に任されている。異民族・異文化の移動の多いヨーロッパに住む市民に根付かせようとする plurilingualism/pluriculturalism は、あえて議論されることは少ない。この概念に基づいた「リング・フランカとしての英語（ELF）」に関して、ヨーロッパで定まった見解はない<sup>10</sup>。ヨーロッパでも議論が熟していない概念を、あたかもヨーロッパで定着していると判断し、歴史的・地理的背景を顧みずに日本に应用する動きには懸念を抱かずにはいられない。

また、ヨーロッパにおける『参照枠』の議論では、非ヨーロッパ言語は視野に入っていないことが多く、ヨーロッパ語話者の学習者のみを考察の対象としている場合が多い<sup>11</sup>。そもそも『参照枠』は、ヨーロッパ市民がヨーロッパ言語を学ぶという状況に合わせて作成されたので、『参照枠』をヨーロッパ以外の地域に応用しようとする場合、必然的に地理的・文化的制限が生ずる。『参照枠』の理念、つまりplurilingualism/pluriculturalismを日本で活用するための工夫が必要である。この点に、日本で論ずる意義を見出すことができる。

#### 4.2. 「複言語・複文化主義」概念への関心の変化

『参照枠』を中心としたテーマは、次第にplurilingualism/pluriculturalismに焦点が当てられるようになる。日本語訳でいうところの「複言語・複文化主義」から、『参照枠』を分析するというテーマも出てくる<sup>12</sup>。とはいっても、日本での受容史を振り返ると、『参照枠』が個々の言語（つまり、日本語、英語、フランス語、ドイツ語といった、それぞれの言語）の教育・評価の効率化を図るために用いられたことが確認できる<sup>13</sup>。個々の言語の教育で、縦割りに活用されるという事実は、単一言語主義的な発想に基づいた結果とも言える。原因は、『参照枠』受容の当初は、plurilingualism/pluriculturalismに関する議論が十分でなかったことである。その後、反省も踏まえながら議論が進められているが、受容当初の状況が現場での活用に影響をもたらしたことは見落とせない。また言語意識、異言語・異文化への気づきに関しても、表面的な論争にとどまっている感を拭えない。

その理由としては、日本における受容に際しては、戦争再発防止、平和構築のための言語教育といったヨーロッパにおける理念にあまり関心が向けられていないことが考えられる。『参照枠』はヨーロッパの平和構築にむけての理念を実際の言語学習に向けて具現化した、象徴的な文書である。しかし、教育現場での活用はヨーロッパにおいてもまだ模索中である。そ

のため、理念の理解を抜きにして、日本の教育現場での活用を進めると、どうしても齟齬が生じてしまうのである。

『参照枠』を日本で受容する際には、技術的な受容の前に、歴史と理念の把握が不可欠である。とくに、plurilingualism/pluriculturalismは、言語や文化に関する日常実践の考えであり、この概念ですべての問題が片づくような特効薬ではない。そのため、思想の技術的側面をことさら強調することは、かなり不自然で歪んだ結果をもたらしかねない。ヨーロッパでこのような考え方が生み出された背景事情の調査・考察もまだ十分とは言えず、日本社会における戦争再発防止や平和構築を目指す言語教育をめぐる考察も不十分なまま、「複言語・複文化主義」という訳語だけが独り歩きしている。ことばの目新しさが先走って、その本質が置き忘れられていると言っても過言ではない状況である。「複言語・複文化主義」という日本語訳が見慣れたものとなればなるほど、概念の本質が忘れ去られてしまうことが懸念される。この概念の訳語を定めるには、今後もしっかりとした議論を重ねていく必要がある。議論の過程で浮かび上がる問題こそ、日本の歴史的・文化的文脈における『参照枠』のあり方を語る要になるからである。また本稿では、*Common European Framework of Reference for Languages*という文書を『参照枠』と記したが、この文書の表記方法も今後の議論の題材となり得ることも忘れてはならないだろう。

## 5. むすびにかえて

Plurilingualism/pluriculturalismは個人がどのように自身の言語・文化を捉え、社会の一員としての自覚が持てるかを考えさせる点に概念の骨頂がある。本質を捉えることで、日本の言語・文化の状況に当てはめて考察できる。Plurilingualism/pluriculturalismの日本への文脈化を考える前に、この概念の由来にも考えを巡らせる必要性、および、日本語訳が一人歩きしてしまいそうな現状を本稿で指摘した。無批判に輸入するのではなく、どのように活用できるか議論を重ね、日本の文脈から捉えた解釈をヨ

ロッパに向けて発信していくことが、今後求められていくだろう。

Plurilingualism/pluriculturalism的思考法を日本で展開していくと、どのような展望を拓くことができるのか。人文科学的アプローチと社会科学のアプローチを融合させた研究、つまり学際的な言語政策研究が、言語学習・教育研究を相対化させ、従来の研究に新たな視点を導入しやすくなり、ひいてはそれが政策提言にむけた基盤整備にもつながる。広く様々な領域の知見の接点を探し出し、結びつける能力が求められる plurilingualism/pluriculturalism の実践そのものが、レヴィ＝ストロースの言うところの「ブリコラージュ」<sup>14</sup>であると言えよう。

## 注

- 1 「普通の速さの会話はできない」という否定的記述を、条件をつけることで肯定的記述にすると、次のように言い表すことができる。「もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる」（「共通参照枠」：全体的な尺度A1段階の記述）
- 2 山川（2015）、山川（2016）をもとに考察を加える。
- 3 ただし、石田によれば、有賀の理論はスペンサーの社会進化論によるところが多く、当時一般には社会学といえはスペンサー社会学を意味するものと理解されていた。
- 4 以下の考察は、（公財）横浜市国際交流協会（YOKE）の活動を参考にしたものである。
- 5 このことに関しては、日本語教育の視点、および、国際理解教育の視点から、様々な議論がなされている（たとえば、日比谷・平高 2005、日本国際理解教育学会 2010）。
- 6 ちなみに、外国人登録制度は廃止され、2012年7月9日から新しい在留管理制度がスタートし、「在留カード」が交付されている。
- 7 （財）横浜市海外交流協会（YOKE）（1998）『「多言語情報提供検討会」報告書—外国人市民向け情報誌作成の現状と課題』
- 8 （財）横浜市海外交流協会（YOKE）、同上書。同協会は、1999年度より（財）「横浜市国際交流協会」、2010年度より（公財）「横浜市国際交流協会」となっている。
- 9 「名前」については、田中克彦もその重要性を指摘している（田中1996）。
- 10 2008年8月に開催された国際応用言語学会（AILA）（エッセン・ドイツ）で、「リンガ・フランカとしての英語（ELF）」に関するシンポジウムが企画された。ELF に関して、関心の高さと同時に見解の相違が浮かび上がったシンポジウムとなった。ちなみに、ELFの他、「国際共通語としての英語（EIL）」、「地球語としての英語（EGL）」という表現もある（鳥飼2011:9）。

- 11 「ヨーロッパ話話者の学習者のみを考察の対象としている場合が多い」という表現にしたのは、ヨーロッパに滞在する日本語話者の学習者に対しても、現地の基準が当てはめられ、その問題が見過ごされているからである。
- 12 2010年前後から、研究会やシンポジウムでは、特に「複言語」「複文化」に焦点を絞ったものが目立つ。たとえば、「国際研究集会2009：外国語教育の文脈化——『ヨーロッパ言語共通参照枠』+複言語主義・複文化主義+ICTとポートフォリオを用いた自律学習」（2009年4月4日～6日、京都大学）、「リテラシー研究集会：複言語・複文化主義とは何か」（2009年9月18日、早稲田大学）、「21世紀、グローバル時代の外国語教育：言語政策、教授法、教室現場の諸問題——『複言語主義』のヨーロッパと日本の外国語教育」（2011年11月25日～27日、ドイツ文化会館ホール）など。
- 13 たとえば、「英語」教育では *CEFRJapan*、「日本語」教育では『JF日本語教育スタンダード』が、『参照枠』をモデル文書として作成されている。  
日本では、本質を抽出した受容というよりも、やや偏った受容に、『参照枠』や「複言語・複文化主義」が結び付けられてしまった。  
英語教育では、ヨーロッパの言語政策の理念よりも、『参照枠』で提示された「A1」から「C2」までの6段階の能力評価や、能力記述文（Can-do-Statement）に関心が集ってしまった。たとえば、「実用英語技能検定（英検）」を実施している（財）日本英語検定協会では、「具体的にどのようなことができる可能性があるか」という項目リストを、「Can-doリスト」と呼んでいる。この命名は『参照枠』の能力記述文から影響を受けたものであると考えられる。
- 14 フランスの文化人類学者、クロード・レヴィ＝ストロース（Claude Lévi-Strauss:1908-2009）の研究で使われた言葉。日常生活で手に入る物を集め、試行錯誤を重ねた上で、それらを部品として新たな物を創り出すことを指す。

## 参考文献

- 石川九楊（2015）『日本語とはどういう言語か』講談社（講談社学術文庫）  
石田雄（1984）『日本の社会科学』東京大学出版会  
石田雄（2013）『増補新装版 日本の社会科学』東京大学出版会  
市野川容孝（2006）『社会』岩波書店  
桂木隆夫（編著）（2003）『ことばと共生—言語の多様性と市民社会の課題』三元社  
コッカ、ユルゲン（松葉正文・山井敏章訳）（2011）『市民社会と独裁制—ドイツ近現代史の経験』岩波書店  
齋藤毅（2005）『明治のことば—文明開化と日本語』講談社（講談社学術文庫）  
財団法人自治体国際化協会・地域国際化協会連絡協議会（2004）『多言語 標準訳語集』財団法人自治体国際化協会  
URL 〈<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/docs/culture02.pdf#search=%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA%E7%99%BB%E9%8C%B2++%E8%A8%B3%E8%AA%9E++%E6%A8%AA%E6%B5%9C>〉（2016年9月2日閲覧）

- 境一三 (2007) 「学術フロンティア推進事業『行動中心複言語学習プロジェクト』の課題と今後の活動について—CEFRをモデルとした言語教育政策の研究を中心に」慶應義塾大学外国語教育センター『慶應義塾外国語教育研究』第4号、1-30頁
- 杉本つとむ (2008) 『西洋人の日本語発見—外国人の日本語研究史』講談社 (講談社学術文庫)
- 田中克彦 (1975) 『言語の思想—国家と民族のこぼ』日本放送出版会
- 田中克彦 (1996) 『名前と人間』岩波書店 (岩波新書)
- 鳥飼玖美子 (2011) 『国際共通語としての英語』講談社 (講談社現代新書)
- 日本国際理解教育学会 (編著) (2010) 『グローバル時代の国際理解教育—実践と理論をつなぐ』明石書店
- 日比谷潤子・平高史也 (編著) (2005) 『多言語社会と外国人の学習支援』慶應義塾大学出版会
- 水村美苗 (2015) 『増補 日本語が亡びるとき—英語の世紀の中で』ちくま文庫
- 文部省中央教育審議会 (1996) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について・平成8年」
- URL (<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701.htm) (2016年11月23日閲覧))
- 安井 綾 (2004) 『国際化・グローバル化に対応する包括的教育政策の試み—外国籍児童生徒の増加を契機として』慶應義塾大学湘南藤沢出版会
- 柳瀬陽介 (2007) 「複言語主義 (plurilingualism) 批評の試み」『中国地区英語教育学会研究紀要』37、61-70頁
- 柳父章 (1982) 『翻訳語成立事情』岩波書店 (岩波新書)
- 山川智子 (2005) 「欧州評議会が近年提唱する『複数言語主義』概念について」『国際理解教育』11、118-126頁
- 山川智子 (2006) 「複数言語主義・使用・状況の可能性—欧州評議会の動向とヨーロッパ・スクールの試み」リテラシーズ研究会 (編) 『WEB版リテラシーズ』3 (1) くらしお出版、41-46頁
- 山川智子 (2008) 「欧州評議会・言語政策部門の活動成果と今後の課題—plurilingualism概念のもつ可能性」東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター『ヨーロッパ研究』7、95-114頁
- 山川智子 (2009) 「市民の『ヨーロッパ・アイデンティティ』確立を目指す欧州評議会の挑戦と社会に与えたインパクト」早大文学研究学会『ワセダ・レビュー』42、54-71頁
- 山川智子 (2010) 「『ヨーロッパ教育』における『複言語主義』および『複文化主義』の役割—近隣諸国との関係構築という視点から」細川英雄・西山教行編著『複言語・複文化主義とは何か—ヨーロッパの理念・状況から日本における受容・文脈化へ』くらしお出版、50-64頁
- 山川智子 (2015) 「『複言語・複文化主義』とドイツにおける『ヨーロッパ教育』—『記憶文化』との関わりの中で」文教大学文学部『文学部紀要』29/1、59-76頁
- 山川智子 (2016) 「欧州評議会：ヨーロッパの『民主主義の学校』—『複言語・複文化主義』の背景にある理念とその課題」文教大学文学部『文学部紀要』29/2、1-21頁

- 山口定 (2004) 『市民社会論—歴史的遺産と新展開』 有斐閣
- Council of Europe (2001). *Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment*. Cambridge University Press (吉島茂・大橋理枝 (他) 訳編 (2004) 『外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠』 朝日出版社)
- Habermas, Jürgen (1990) *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*. (ハーバーマス、ユルゲン (細谷貞雄・山田正行・訳) 1994 『(第2版) 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求』 未来社)
- Pörksen, Uwe (1988) *Plastikwörter. Die Sprache einer internationalen Diktatur*. Stuttgart: Klett-Corta (ベルクゼン、ウヴェ1988 (糟谷啓介訳2007) 『プラスチック・ワード—歴史を喪失したことばの蔓延』 藤原書店)